

(別紙1－6)

第1 特定水産資源

まさば及びごまさば対馬暖流系群

第2 知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等

1 島根県まさば及びごまさば中型まき網漁業

(1) 当該知事管理区分を構成する事項

① 水域

②の対象とする漁業が、まさば及びごまさばの採捕を行う水域

② 対象とする漁業

島根県内に住所又は主たる事務所その他の事業所の所在地がある者がまさば及びごまさばを採捕する中型まき網漁業

③ 漁獲可能期間

周年（7月1日から翌年6月30日まで）

(2) 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、漁獲量の総量の管理とし、漁獲量等の報告に係る期限は、次のとおりとする。

① 当該管理年度中（②に規定する場合を除く。）

陸揚げした日からその属する月の翌月の10日まで

② 知事が法第31条の規定に基づく公表をした日から当該管理年度の末日まで（漁獲可能量の追加配分等により当該知事管理区分の漁獲量の総量が当該知事管理漁獲可能量を超えるおそれがなくなつたと認めるときは、この限りではない。）

陸揚げした日から3日以内（県の休日は算入しない。）

2 島根県まさば及びごまさばその他の漁業

(1) 当該知事管理区分を構成する事項

① 水域

②の対象とする漁業が、まさば及びごまさばの採捕を行う水域

② 対象とする漁業

島根県内に住所又は主たる事務所その他の事業所の所在地がある者がまさば及びごまさばを採捕する漁業（島根県まさば及びごまさば中型まき網漁業の管理区分に係るものを除く。）

③ 漁獲可能期間

周年（7月1日から翌年6月30日まで）

(2) 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、現行の水準以上に漁獲量を増加させない管理とし、漁獲量等の報告に係る期限は、次のとおりとする。

① 当該管理年度中（②に規定する場合を除く。）

陸揚げした日からその属する月の翌月の10日まで

② 知事が法第31条の規定に基づく公表をした日から当該管理年度の末日まで（漁獲可能量の追加配分等により当該知事管理区分の漁獲量の総量が当該知事管理漁獲可能量を超えるおそれがなくなつたと認めるときは、この限りではない。）

陸揚げした日から3日以内（県の休日は算入しない。）

第3 漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準

1 漁獲可能量の知事管理区分への配分にあつては、本県に配分された漁獲可能量（留保枠を設ける場合は、本県に配

分された漁獲可能量から留保枠を除いた数量）を直近の5か年（管理年度）の漁獲実績を基本とした割合でそれぞれの知事管理区分に配分するものとする。

また、留保枠を設ける必要がある場合には、島根海区漁業調整委員会及び隠岐海区漁業調整委員会の意見を聴いて決定する。

なお、当該留保枠については、それぞれの知事管理区分における資源管理の取組状況、当該特定水産資源の来遊状況等を踏まえ、島根海区漁業調整委員会及び隠岐海区漁業調整委員会の意見を聴いて必要とする知事管理区分に配分するものとする。

2 1の規定は、農林水産大臣により本県に配分された漁獲可能量が変更された場合について準用する。

3 2の規定にかかわらず、本県及び大臣管理区分との融通又は本県及び他の都道府県との融通の結果、本県に配分される漁獲可能量が変更された場合は、追加又は削減された数量について、あらかじめ島根海区漁業調整委員会及び隠岐海区漁業調整委員会の意見を聴いて定めた方法により、知事管理区分の配分量を変更するものとする。

4 県内の知事管理区分間で漁獲可能量の融通を行う場合は、あらかじめ島根海区漁業調整委員会及び隠岐海区漁業調整委員会の意見を聴いて定めた方法により、知事管理区分の配分量を変更するものとする。

第4 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

第2の2の(1)の②で規定する漁業においては、漁獲可能量による管理以外の手法として、漁獲努力量による管理を合わせて行うこととする。この場合における当該漁業に係る漁獲努力量の上限は、5,000隻とする。

第5 その他資源管理に関する重要事項

知事管理区分の漁獲量の公表について

法第31条に定める場合に該当するかについては、当該知事管理区分の漁獲量が当該知事管理漁獲可能量の9割を超えるときを基準として、漁獲量の推移に応じて判断する。